

第3節 大学における知的財産活動の活性化に向けた取組

1. 大学知的財産アドバイザー等の派遣

(1) 大学知的財産アドバイザーの派遣

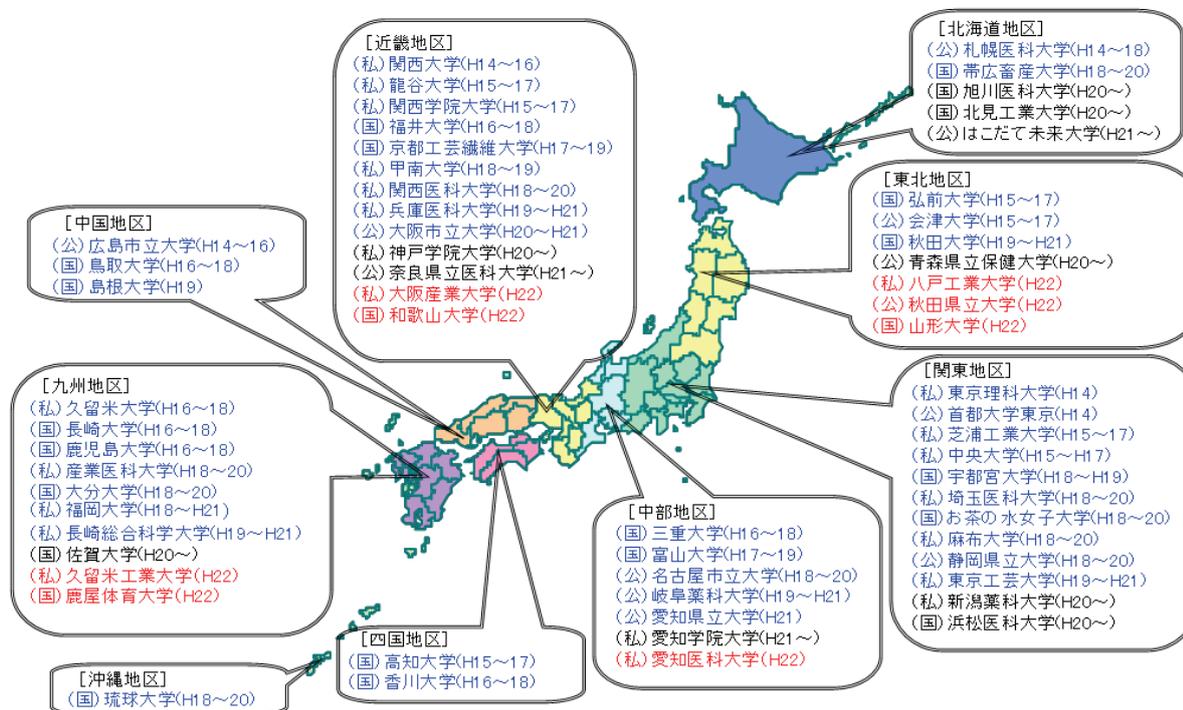
第1章第2節4.で述べたとおり、従来は大学等の研究成果は原則研究者個人に帰属するものとされていた。その後、国立大学の法人化を一つの契機として、大学等の研究成果を産業界において積極的に活用する観点から、原則機関帰属とするよう方針転換がなされた(2003年4月28日科学技術・学術審議会答申)。

大学が組織として知的財産活動を行うにあたって、まずは大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要である。大学における知的財産管理体制の構築を支援するために、特許庁では大学へアドバイザーを派遣する事業を2002年度から実施しており、2007年1月にINPITへ同事業を移管した。

2010年度は新たに体制構築支援を受ける8大学を含め18大学に大学知的財産アドバイザーを派遣した。これまでの派遣実績は延べ60大学に上る。

本事業で得られた大学における知的財産管理体制構築のノウハウは、「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」としてまとめられ、セミナー等を通じて公表している。

【大学知的財産アドバイザー派遣大学（累計60大学）】



赤字は、平成22年度、新規に大学知的財産アドバイザーを派遣した大学(8大学)
 黒字は、平成22年度以前から大学知的財産アドバイザー派遣継続中の大学(10大学)
 青字は、平成21年度までに大学知的財産アドバイザー派遣終了の大学(42大学)

(資料) INPIT 作成

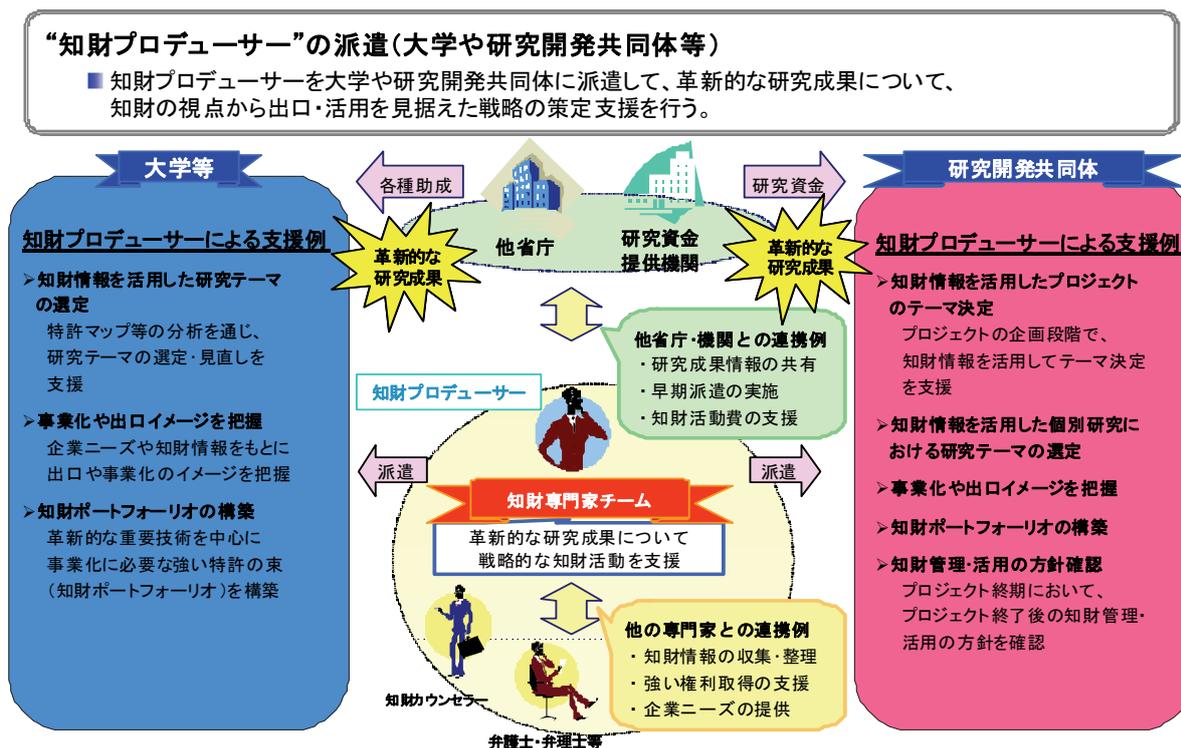
(2) 知財プロデューサーの派遣

多くの研究資源を有する大学等の研究機関は、我が国におけるイノベーション創出の重要な役割を担っており、それら機関から生み出される革新的な研究成果を、産業財産権によって適切に保護しつつ、事業化や企業等による活用を図ることによって、社会に還元していくことが期待されている。

しかしながら、研究開発現場には、「知財の目」をもって研究開発を捉えることができる人材が少ないため、将来の事業化を十分考慮して戦略をもった特許出願・権利取得がなされていない、研究開発プロジェクト等を組織する場合の権利の帰属や管理等の整理が徹底されていないといった指摘がある。

このため、国の資金が投入され、複数の大学や研究機関が連携して取り組んでいる研究開発コンソーシアム等のプロジェクトを対象に、プロジェクトにおける特許出願戦略や特許活用戦略等の知的財産戦略の策定を支援することを目的として、知財プロデューサーを派遣する事業を 2008 年度から開始した。試行として、2008 年度は 1 つの研究開発コンソーシアムに、2009 年度は 3 つの研究開発コンソーシアムに派遣した。今後、規模を拡充していく予定である。

【知財プロデューサーの派遣事業】



(資料) 特許庁作成

2. 特許情報の活用促進支援

(1) 大学等向け IPDL 公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するために、大学等の利用者に対し、特許公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを 2007 年 1 月に開始した。2010 年 3 月末

時点で、289 の大学等が登録している。

(2) 論文情報と特許情報の統合検索システム

科学技術文献情報及び特許情報を効率的に取得し、大学等の研究活動等に有効に利用するために、内閣官房知的財産戦略推進事務局、文部科学省、特許庁、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と INPIT が連携して、特許・文献統合データベース（JSTPatM）を開発し、2007 年 3 月からサービス運用を開始した。

(3) 特許連想検索試験システムと公開特許公報テキストデータの大学への提供

INPIT は 2006 年度、大学等の研究者が知的財産の専門知識を持たなくても比較的高速かつ容易に検索・表示できる試験システムを開発した。また、大学に向けて当該システムの機能向上を目的とした調査研究のための提供を行っている。

2010 年 3 月末時点で、8 大学に提供している。

3. 特許出願・審査における支援

(1) 特許料・審査請求料の減免措置

大学等技術移転促進法（1998 年 8 月施行）、産業活力再生特別措置法（1999 年 10 月施行）及び産業技術力強化法（2000 年 4 月施行）に基づき、大学・TLO 等に対する特許料・審査請求料の減免措置が導入された。また、①国立大学の法人化に伴う特許料等の経過措置の導入、②減免措置の拡充（発明者にポスドク等が含まれる場合、承認 TLO が保有する発明を元の大学に返還する場合等）など、状況変化に対応して減免措置を拡充することにより、大学・TLO 等における産学官連携や技術移転の取組を支援している。

【大学等技術移転促進法に基づく支援】

支援内容	支援対象機関等（2010 年 3 月末時点）
認定 TLO に対する特許料・審査請求料の免除（第 12 条関係）	経済産業省 1 機関、農林水産省 1 機関、厚生労働省 1 機関、総務省 1 機関

【産業活力再生特別措置法に基づく支援】

支援内容	2009 年度の支援実績等（累計）
承認 TLO に対する特許料・審査請求料の軽減（第 56 条及び第 57 条関係）	特許料の軽減 180 件（ 977 件）
	審査請求料の軽減 328 件（3,362 件）

【産業技術力強化法に基づく支援】

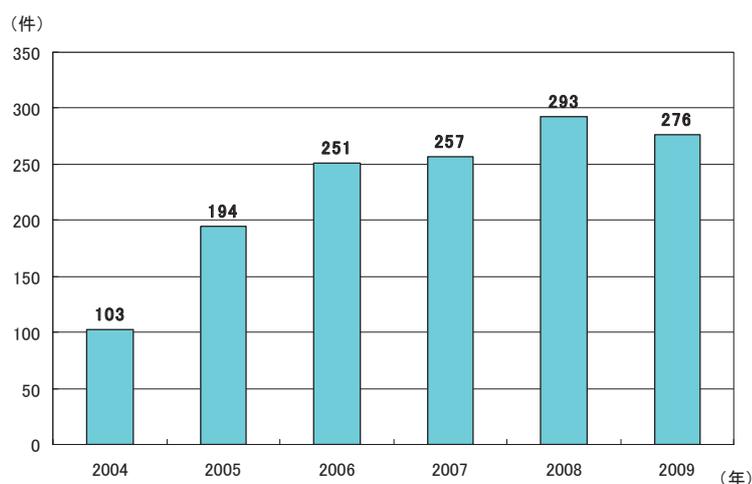
支援内容	2009年度の支援実績等（累計）
大学及び大学教官に対する特許料・審査請求料の軽減（第17条関係）	特許料の軽減 155件（632件） 審査請求料の軽減 1,164件（3,009件）

2007年の第166回通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、大学等の特許料・審査請求料の減免措置（アカデミック・ディスカウント）の対象が、発明者にポストドク等が含まれる場合等にも拡大されることとなった。

(2) 早期審査制度

2000年7月から、研究成果の社会への還元が期待される大学等や承認・認定TL0による特許出願について、早期審査の対象としている。対象となる特許出願のうち、審査請求がされているものについて、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、早期に審査を受けることが可能となった。

【我が国の大学・承認TL0による特許出願のうち、早期審査制度を利用した件数】



（資料）特許庁作成

(3) 出張面接審査制度

1996年度から、地方の大学・TL0等を対象に全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人又はその代理人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査を実施している。

(4) 特許法第30条に規定する学術団体への大学等の指定

特許法第30条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性喪失の例外として取り扱うことを規定している。特許庁は

これまで、国立大学の法人化等の社会情勢の変化を踏まえ、「特許庁長官が指定する学術団体」の指定基準を見直し、2001年12月に大学が、2005年8月に大学共同利用機関法人や地方独立行政法人等が、それぞれ指定できるように指定基準の改正を行ってきた。大学等が特許庁長官の指定する学術団体とされた場合は、当該大学等が開催する研究集会における研究発表（例えば、大学主催の博士論文発表会での発表）の内容についても、学会発表と同様に新規性喪失の例外が認められることとなる¹。

2010年3月末時点の指定状況は、大学189機関、高等専門学校55機関、大学共同利用機関法人・機関13機関、独立行政法人34機関、公設試験場70機関、学会等684機関である。

なお、適切に権利を確保するためには、学会等の研究発表の前に出願をすることが重要であることから、この点について大学等の研究者に対するセミナー等を通じて啓発活動を行っている。

4. 知的財産に関する研究・啓発・教育への支援

大学等の研究者を対象に、研究成果を戦略的に特許出願・権利化し、さらに活用をすることについて解説することを内容としたセミナーを、各経済産業局等を通じて全国で開催している（大学等研究者対象セミナー）。2009年度は全国で192回開催、5,943名の参加があった。

また、ライフサイエンス分野の大学等研究者や大学の知的財産関係者を対象に、ライフサイエンス分野の特許の審査基準について周知を図ることを目的として、「ライフサイエンス分野における特許の審査基準セミナー」を、各経済産業局を通じて開催している。2009年度は、全国13か所で開催した。

¹ 学部や学科が主催する論文発表会等は、特許法第30条第1項に規定の「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」には該当しない。同規定の適用を受けるためには、その論文発表会等が、大学が開催したものであることが必要である。